

- ・ 地方財政の今後の展望と課題
- ・ 予算決算審査の留意点

三重県議会予算決算常任委員会
2016年2月25日

椋山女学園大学
齊藤由里恵

「経済財政運営と改革の基本方針2015」① (平成27年6月30日閣議決定)

- ▶ 「経済・財政一体改革」を推進することにより、経済再生を進めるとともに、2020年度（平成32年度）の財政健全化目標（国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ）を堅持する。
- ▶ 計画期間の当初3年間（**2016～2018年度**）を「**集中改革期間**」と位置付け、「**経済・財政一体改革**」を集中的に進める。その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、法案等に反映させる。
- ▶ 集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度（平成30年度）のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。
(中略) 地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。
- ▶ KPIやPDCAサイクルの整備

「経済財政運営と改革の基本方針2015」② (平成27年6月30日閣議決定)

▶ 歳出改革

「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。

▶ 地方行財政改革・分野横断的な取組等

地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

1. 平成28年度地方財政対策

▶ 平成28年度地方財政計画のポイント

- ポイント1 一般財源総額
- ポイント2 財源不足額
- ポイント3 別枠加算・歳出特別枠
- ポイント4 重点課題
- ポイント5 自治体の予算編成

1. 平成28年度地方財政対策 ポイント1

▶ 一般財源総額（水準超経費除き）
60兆2292億円（前年度比0.1%増）

▶ 基本方針2015

「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までに、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」（第3章3脚注）

1. 平成28年度地方財政対策 ポイント2

- ▶ 財源不足額 5兆6063億円（前年度比28.3%減）
 - ▶ 臨時財政対策債 3兆7880億円（前年度比16.3%減）
 - 元利償還金分等 3兆5133億円（前年度比14.4%増）
 - 折半ルール分 2747億円（前年度比81.1%減）
 - ▶ H27年度補正予算 交付税財源増額補正（1.26兆円）
 - ▶ 折半対象財源不足 5494億円（前年度比81.1%減）
- ⇒ 地方財政の健全化（マクロベース）

1. 平成28年度地方財政対策

ポイント3

▶ 別枠加算・歳出特別枠

▶ 別枠加算 なし（前年度2300億円）

- ・ H21年度からの危機対応
- ・ H23年度 1兆2650億円

▶ 歳出特別枠 実質的に前年度水準を確保

- ・ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 4450億円
- ・ 重点課題に対応、公共施設の老朽化対策 4000億円

▶ 基本方針2015

別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから**平時モードへの切替え**を進めていく。（第3章5）

1. 平成28年度地方財政対策

ポイント4

- ▶ 重点課題対応分の創設 2500億円
 - ▶ 自治体情報システム構造改革推進事業 1500億円
 - ・ 自治体クラウドの推進（コスト構造改革）
 - ・ 情報セキュリティ構造改革
 - ・ マイナンバー制度の基盤になる住基ネット等の運用
 - ・ 地方公会計システムの整備・運用
 - ・ デジタル方式に移行した消防救急無線システムの運用
 - ▶ 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりの推進 500億円
 - ▶ 森林吸収源対策等の推進 500億円
- ▶ まち・ひと・しごと創生事業費 1兆円

1. 平成28年度地方財政対策

ポイント5

▶ 自治体の予算編成

▶ 地方財政計画（マクロ）と個別自治体（ミクロ）

▶ 地方財政計画で地方税収が増加

≠ 自治体において税収増

▶ 地方財政計画での公債費は減額

≠ 自治体においても公債費は減少

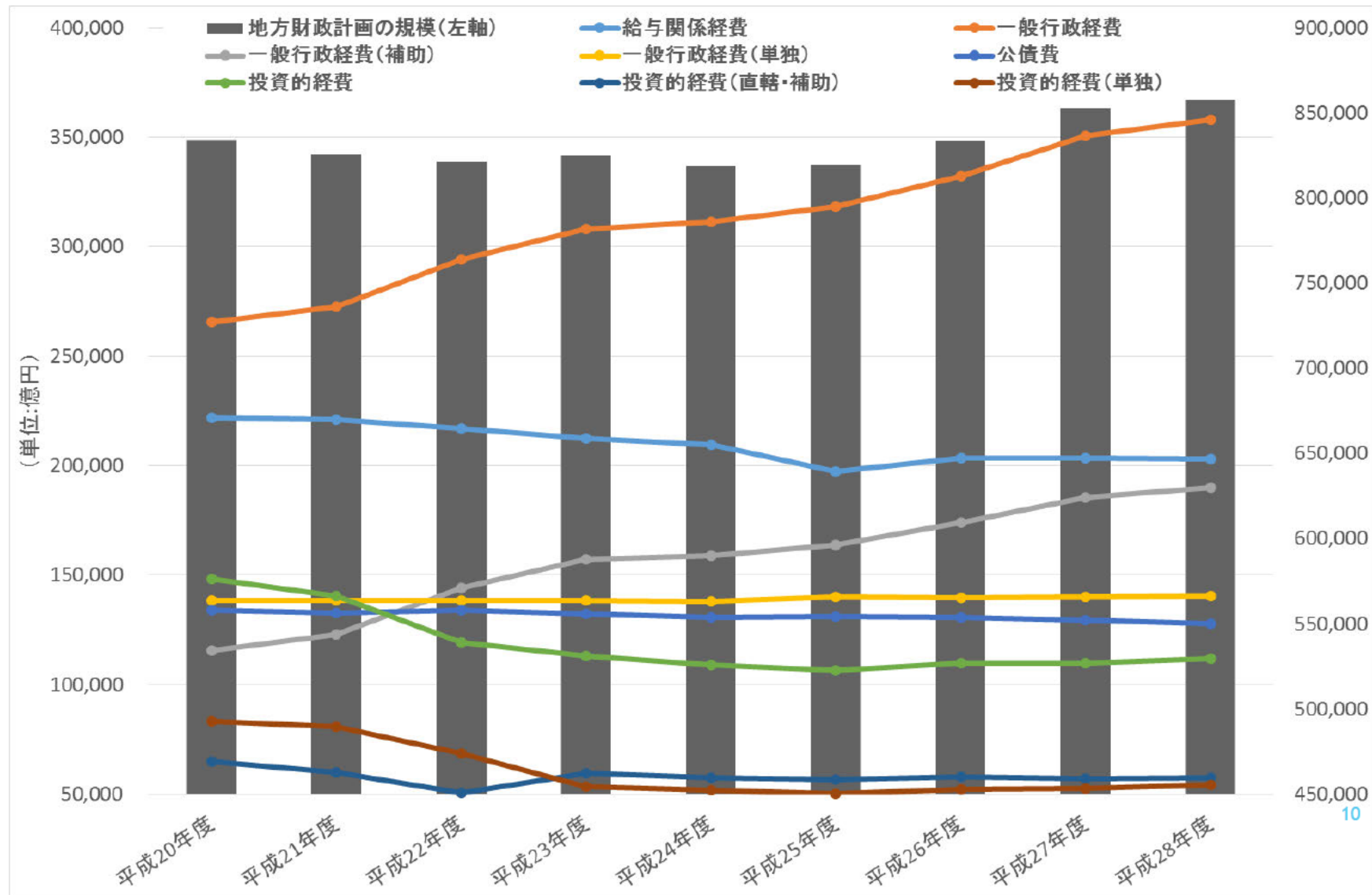
公債費が高止まりしている自治体がある

- 償還期間が長期
- 積極的な大型投資 等

▶ 税収増が見込めない、公債費が高止まりしている自治体は予算が組みにくい

2. 地方財政の今後の動向①

▶ 地方財政計画 歳出の推移



2. 地方財政の今後の動向②

▶ 地方財政計画と地方財政決算

- 地財 H13年度89.3兆円 ⇒ H28年度85.8兆円
- 決算 H13年度97.4兆円 ⇒ H25年度93.2兆円

▶ 投資的経費

- 地財 H13年度27.2兆円 ⇒ H28年度11.2兆円
- 決算 H13年度23兆円 ⇒ H25年度13.1兆円

▶ 給与関係経費・職員給与等

- 地財 H13年度23.7兆円 ⇒ H28年度20.3兆円
- 決算 H13年度24.6兆円 ⇒ H25年度19.8兆円

2. 地方財政の今後の動向③

▶ 地方行財政制度改革

▶ 基本方針2015

▶ 新型交付金の創設・活用

- ・ 国庫支出金等を見直し
- ・ 地方創生予算への重点化

▶ 地方交付税制度の改革

- ・ 頑張る地方自治体を支援する算定を強化・推進
- ・ 先進的な自治体が達成した経費水準の内容を基準財政需要額の算定に反映
- ・ 留保財源率については必要な見直しの検討

▶ 地域間の税源の偏在を是正

▶ 課税自主権の拡充

3. 地方財政の健全化及び地方債制度の見直し①

- ▶ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律
 - ▶ H21年度 全面施行
 - ▶ 地方公共団体の財政情報開示
 - ▶ 地方公共団体自らの責任と判断に基づく財政の早期是正の促進
- ⇒ 新たな課題の発生への対応、財政状況を適確に把握し、継続的に財政健全化へ取り組む必要性
- ▶ 地方債の発行
 - ▶ 地方公共団体の自主性・自立性を高める
 - ▶ H18年度 協議制度に移行
 - ▶ H24年度 協議制度の一部見直しによる届出制度の導入
 - 導入3年経過した場合、地方債発行に関する国の関与の在り方について抜本的に見直しを行う検討規定
- ▶ 地方財政のさらなる健全化、地方債の適正な発行・管理による適切な地方財政の運営に寄与するための見直し

3. 地方財政の健全化及び地方債制度の見直し②

▶ 健全化法の課題と対応

▶ 第三セクター等に対する短期貸付

- 第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付は不適切な財政運営
- 第三セクター等が経営破綻した場合に、実質的に負担することが見込まれる額について将来負担比率への反映を検討すべき

▶ 年度を越えた基金の繰替運用

- 実質的には一般会計等に資金不足が生じている状況について決算書等への記載を促す措置を検討すべき
- 詳細な実施状況について総務省においても把握し、必要に応じてきめ細かな助言を実施すべき

▶ 公有地信託

- 公有地信託の事業収支が悪化して資金不足が生じた場合、地方公共団体が費用補償を求められる可能性があるため、実質的に負担することが見込まれる額について将来負担比率への反映を検討すべき

3. 地方財政の健全化及び地方債制度の見直し③

▶ 財政分析のあり方

▶ 地方公会計による指標の追加

- 「資産老朽化比率」及び「債務償還可能年数」の財政状況資料集への追加を検討すべき

▶ 指標の組合せによる分析

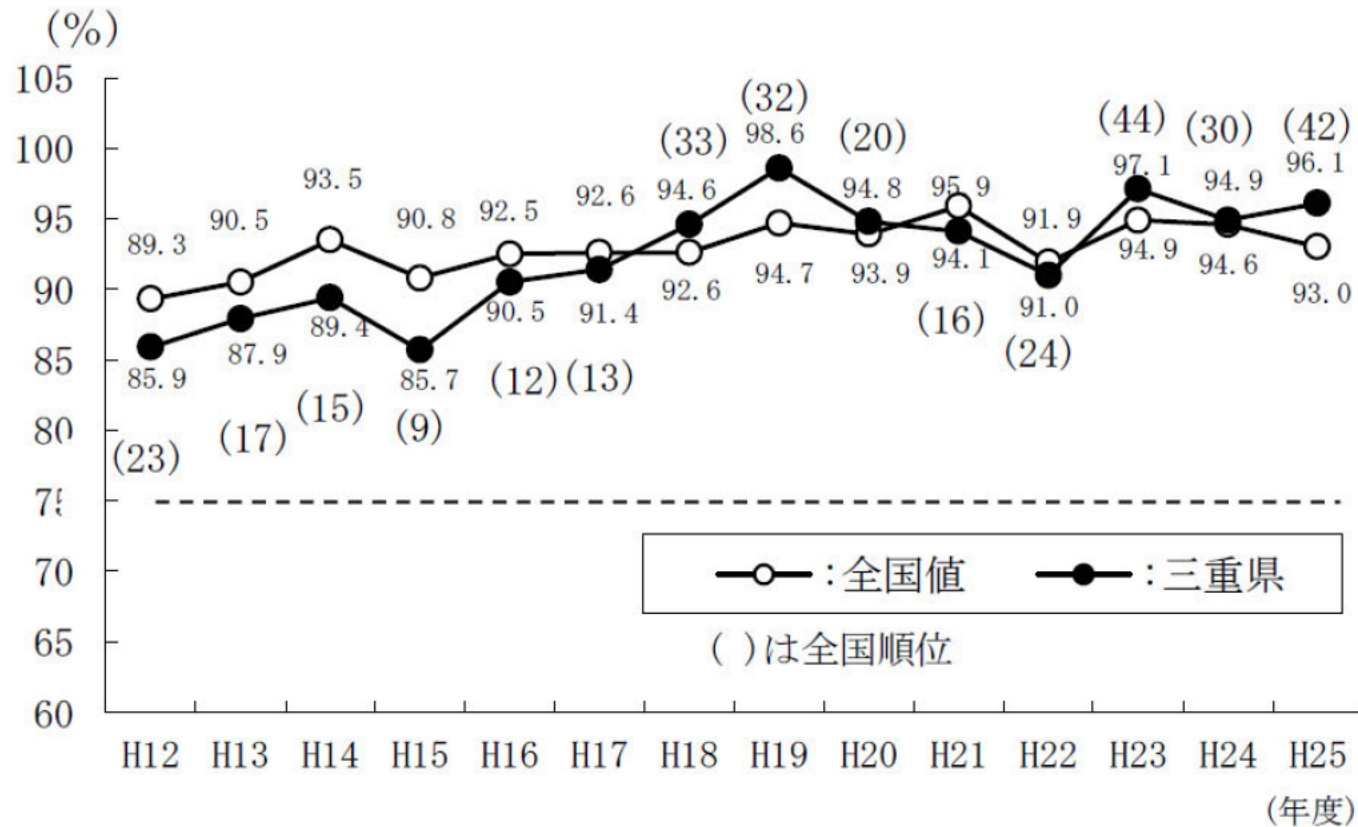
- 「将来負担比率と資産老朽化比率の組合せ」及び「将来負担比率と実質公債費比率の組合せ」の財政状況資料集への追加を検討すべき。

▶ 既存指標の分析・活用の促進

- 経常収支比率（及びその内訳）の経年比較や類似団体比較による分析をさらに促進すべき

第20図 主な財政指標の推移

[第20-1図] 経常収支比率



経常収支比率は前年度に比べ1.2ポイント悪化し96.1%となっています。これは、歳出面で公債費や社会保障関係経費等が増加したことなどによるものです。

一般的には75%程度が妥当とされていますが、三重県は平成6年度以降、全国値と同様に75%を上回る状況が続いています。


(出所) 三重の財政 平成27年 第1回

3. 地方財政の健全化及び地方債制度の見直し④

▶ 地方債制度の抜本的見直し

- ▶ 地方債（公的資金を充当するものを除く）の発行に係る協議不要基準については緩和し、現在協議対象である範囲を、原則協議不要対象とすべき
 - ・ 実質公債費比率：16%⇒18%、将来負担比率：300%（200%）⇒400%（350%）
 - ・ 協議不要基準額：廃止、実質赤字比率・資金不足比率・連結実質赤字比率：変更せず
- ▶ 地方債の発行に係る許可基準については、変更すべきでない
- ▶ 公的資金充当の地方債については、引き続き届出制度の対象外とすべき（特別転貸債及び国の予算等貸付金債については新たに届出制度の対象とすべき）
- ▶ その他の許可制度（不正行為等及び標準税率未滿による許可制度）に係る要件については、変更すべきでない
- ▶ その他（運用面での見直し）
 - ・ 新発債4月条件決定分の届出を可能な運用に変更することが適当
 - ・ 協議等予定額の提出期限を可能な限り後ろ倒しにすることが適当

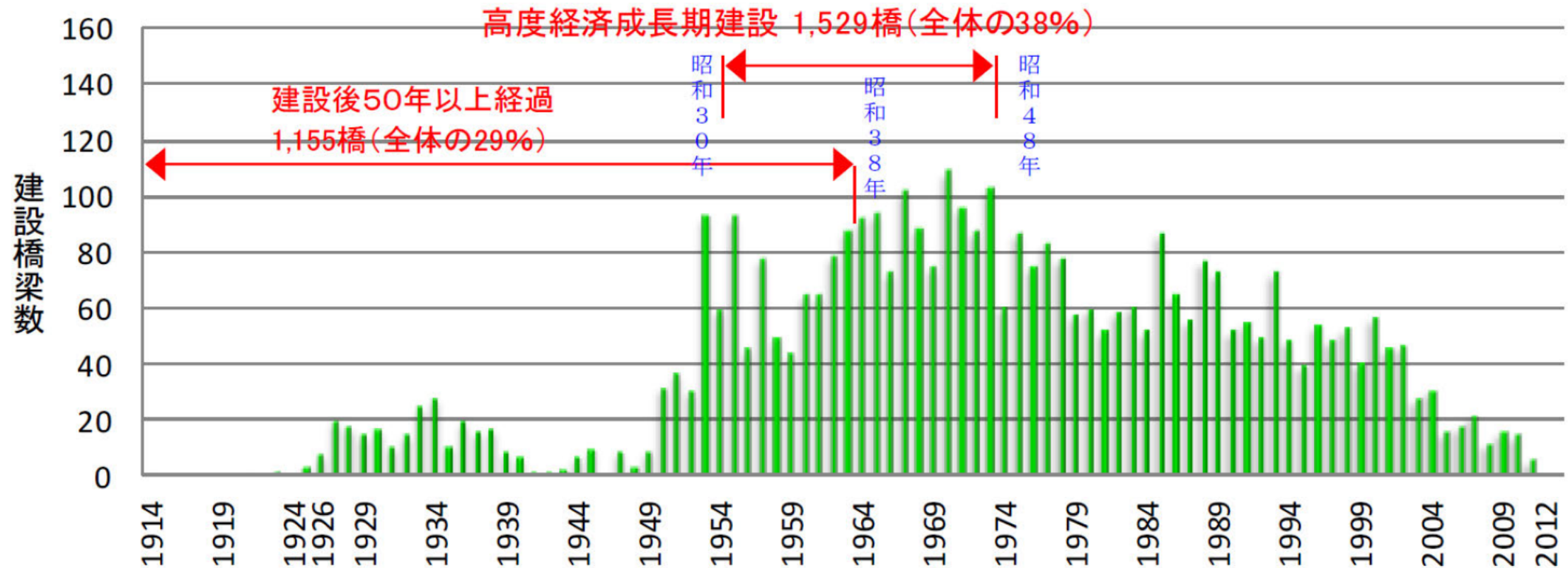
4. 予算決算審査

- ▶ 地域課題に即した政策提言・実行
 - ▶ 予算計上及び予算執行の妥当性
 - ⇒ 予算決算審査が機能
 - 予算・決算を一体的に審査・調査
 - チェック機能が強化
 - ▶ 審査、調査の見える化
 - 事務事業評価、評価指標等
 - ⇒ 求められるエビデンス
- 

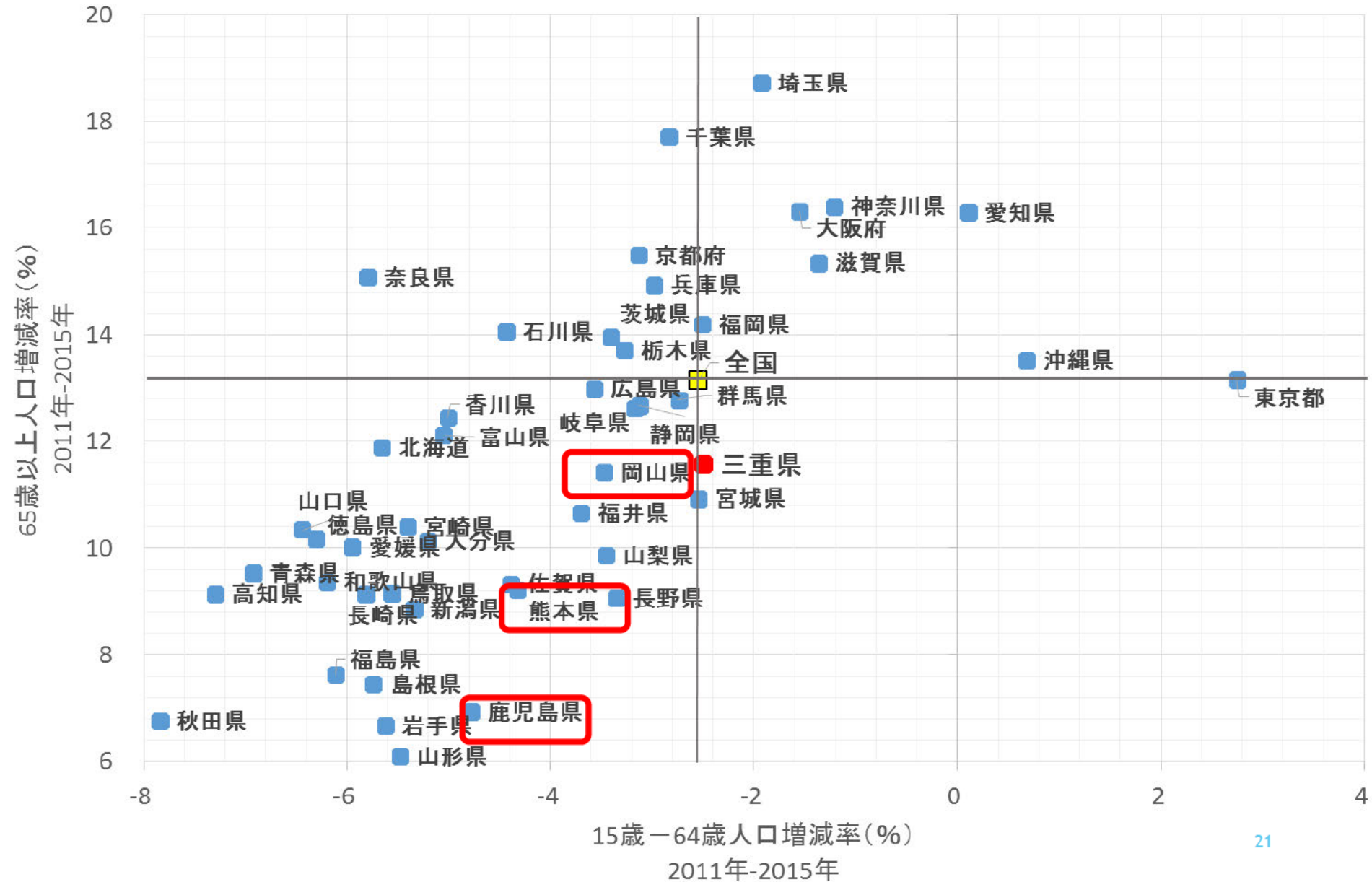
4. 予算決算審査

- ▶ ますます厳しい? !
 - ▶ 人件費
 - ▶ 公共施設・インフラの更新
 - ▶ 公共事業（公契約）への適正賃金??
- ▶ まちづくり、地域づくりのチャンス

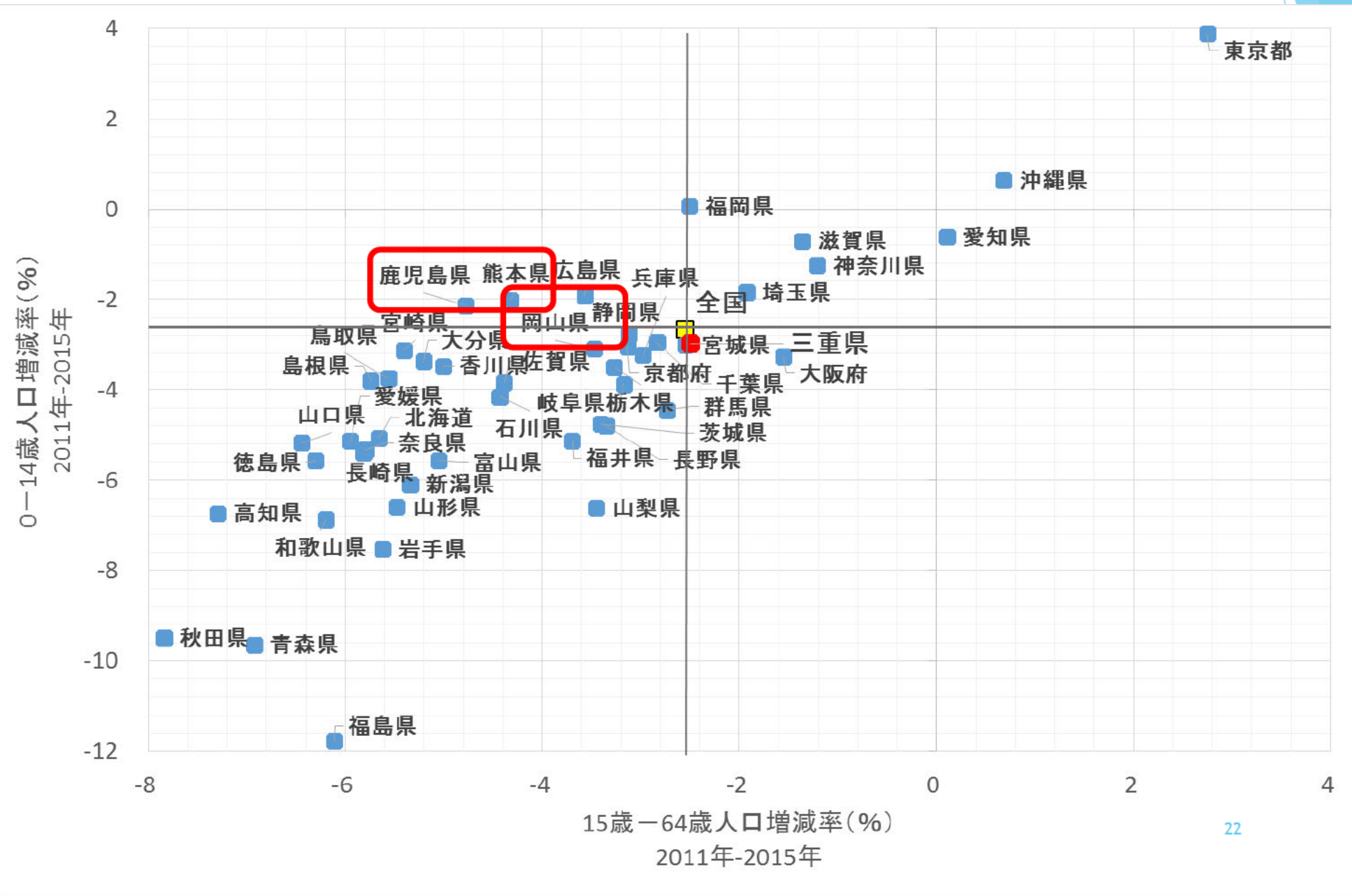
第13図 橋梁の老朽化状況



人口の増減率① 2011年－2015年の変化



人口の増減率② 2011年－2015年の変化



(出所)
住民基本台帳人口

参考文献・資料

内閣府（2015）

「経済財政運営と改革の基本方針2015 ～経済再生なくして財政健全化なし～」

総務省（2015）

「地方財政の健全化及び地方債制度の見直しに関する研究会報告書」

総務省（2016）

「平成28年度地方団体の歳入歳出総額の見込額」

神野直彦・小西砂千夫（2014）『日本の地方財政』有斐閣

小西砂千夫（2016）

「「地方財政の健全化」に目途をつけた平成28年度地方財政対策」

『月刊地方財務2月号No.740』ぎょうせい。